

特定相談支援（計画相談） 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意頂きたいことを説明するものです。

・ 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
・ 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
・ 事業実施地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
・ 営業時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
・ 職員体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
・ 当事業所が提供するサービスと利用料金・・	3
・ サービス利用に関する留意事項・・・・・・・・	4
・ 利用者の記録や情報の管理、開示について・・	4
・ 虐待防止について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
・ 侵害賠償保険への加入・・・・・・・・・・・・	5
・ 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・	5
・	

NPO法人 和・のどか
こもれび計画相談支援事業所

当相談支援事業所は、指定特定相談支援事業者の指定を受けています。

第 2532200124 号

・ 事業者

名称	NPO法人 和・のどか
所在地	滋賀県高島市マキノ町新保920
電話番号	0740-27-1625
代表者氏名	理事長 菖蒲 洋介
設立年月	平成28年 1月 26日

2.事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業 令和 3年 4月 1日 指定
事業の目的	利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づく特定相談支援サービスを適切に提供することを目的とします
事業所の名称	こもれび計画相談支援事業所
事業所の所在地	滋賀県高島市マキノ町沢1158
電話番号	0740-20-5782
管理者氏名	近藤総志
事業所の運営方針について	事業所は、障害のある方の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される福祉サービスが不当に偏ることがないよう、公正中立に行うものとする。 利用者が抱えるニーズに対して、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源を活用し、利用者にわかりやすく適切な相談支援を行う。
開設年月	令和 3年4月1日

3.事業実施地域

高島市全域

4.営業時間

営業日	月曜日から金曜日とする。 ただし、12月29日から1月3日までを除く。
受付曜日・時間	月曜から金曜日の午前8時時30分から午後5時30分までとする。 ただし、必要に応じ曜日・時間調整に応じる。

5.職員体制

主な職員の配置状況 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1名		1名		相談支援専門員兼務

相談支援専門員	2 名		1.5 名		相談支援専門員
---------	-----	--	-------	--	---------

当事業所では、利用者に対して特定相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤の所定勤務時間数（40 時間）で除した数です。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

① サービス利用計画の作成

利用者の居宅を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス」という）が、総合的かつ効果的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

〈サービス利用計画の流れ〉

1. 相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

2. 利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービスなどの目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項を記載したサービス利用計画の原案を作成します。

3. 相談支援専門員は、作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について介護給付費等の対象となるか否かを区分したうえで、当該サービス利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

② サービス利用計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等と面接し、経過を把握します。
- ・サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等との連絡調整を行います。
- ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等の必要な援助を行います。

③ サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

④ 障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合またはご利用者障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金

①サービス利用計画の作成

特定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町が介護給付費額を受領する場合(法廷代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 相談支援専門員について

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたらご遠慮なく相談ください。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します（開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります）

保存期間は、特定相談支援サービスをした日から5年です。

※閲覧、複写が出来る窓口業務時間は午前8時30分から午後5時30分です。

9. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置

10 事故と損害賠償

- ・事業者は、特定相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- ・事業者は、特定相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合は、その責任の範囲内で直接の損害を賠償します。賠償については当事業所が保険会社と契約する当該保険を適用します。

・損害賠償保険への加入

本事業所では、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損保ジャパン
保険名	障害総合保険

11. 苦情等の受け付けについて

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談・相談支援に対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなど相談支援利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情窓口担当者	近藤 総志
苦情解決責任者	菖蒲 洋介
ご利用時間	午前 8時30分から午後 5時30分
連絡先	TEL 0740-20-5782 FAX 050-3142-2902

(2) 行政機関その他苦情受付機関

滋賀県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地：〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 TEL 077-567-4107 FAX 077-561-3061 受付時間 月～金 9:00～17:00 (ただし祝日を除く)
高島市役所 障がい福祉課	所在地：〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565 TEL 0740-25-8516 FAX 0740-25-8054 受付時間 月～金 9:00～17:00 (ただし祝日を除く)

令和 8年 月 日

特定相談支援サービスの提供に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 こもれび 相談支援事業所

説明者 職名 相談支援専門員 氏名 近藤総志 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特定相談支援サービスの提供開始に同意しました。

申し込み者 住 所 滋賀県高島市

氏 名 _____ 印

上記後見人 住 所

又は代理人

氏 名 _____ 印
利用者との関係 ()

立 会 人 住 所

氏 名 _____ 印
利用者との関係 ()